

## 小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，<u>第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては，次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 各教科，道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け，学習や生活において生かし，それらが総合的に働くようにすること。</u></p> <p>3 各学校においては，<u>1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ，総合的な学習の時間の目標及び内容を定め</u>，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康など</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが，<u>その場合には，第2章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては，次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 各学校においては，<u>2に示すねらいを踏まえ</u>，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題，児童の興味・関心に基づく課</p>

の横断的・総合的な課題，児童の興味・関心に基づく課題，地域や学校の特色に応じた課題などについて，学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

4 各学校においては，学校における全教育活動との関連の下に，目標及び内容，育てようとする資質や能力及び態度，学習活動，指導方法や指導体制，学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。

5 (略)

6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 目標及び内容に基づき，児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

(2) (略)

(3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態，地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。

(4) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

(5) (略)

第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 以上のほか，次の事項に配慮するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 各教科等の指導に当たっては，児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう，学校や児童の実態に応じ，個別指導やグループ別指導，繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた指導，児童の興味・関心等に応じた課題学習，補足的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導，教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。

(6)～(11) (略)

題，地域や学校の特色に応じた課題などについて，学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

4 (略)

5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) (略)

(2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態，地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制，地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

(3) (略)

第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 以上のほか，次の事項に配慮するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 各教科等の指導に当たっては，児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう，学校や児童の実態に応じ，個別指導やグループ別指導，繰り返し指導，教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。

(6)～(11) (略)

## 第2章 各教科

### 第2節 社会

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)・(2) (略)

(3) 内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

### 第3節 算数

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)～(3) (略)

(4) 各学年の内容に示す〔用語・記号〕は、当該学年で取り上げる内容の範囲や程度を明確にするために示したものであり、その指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げるようにし、それらを用いて表したり考えたりすることのよさが分かるようにすること。

- (5)・(6) (略)
- (7) 内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

### 第4節 理科

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)～(3) (略)

(4) 内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものと

## 第2章 各教科

### 第2節 社会

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)・(2) (略)

### 第3節 算数

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)～(3) (略)

(4) 各学年の内容に示す〔用語・記号〕は、当該学年で取り上げる内容の程度や範囲を明確にするために示したものであり、その指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げるようにし、それらを用いて表したり考えたりすることのよさが分かるようにすること。

- (5)・(6) (略)

### 第4節 理科

#### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 (略)
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)～(3) (略)

する内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができること。

#### 第8節 家庭

##### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

1 (略)

2 第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができること。

3 (略)

#### 第8節 家庭

##### 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

1 (略)

2 第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)